

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 哺育会 さがみリハビリテーション病院
所在地	本体事業所：相模原市緑区橋本台4丁目3番5号
提供可能サービスおよび 介護保険事業所番号	訪問リハビリテーション 第1412612349
管理者及び連絡先	院長 吉野靖 042(707)2600
サービス提供地域	通常の事業の提供地域は、当院を中心として概ね半径5km以内に位置する地域とする。通常の事業の提供地域は下記に示す。なお、該当地域を超える地域に対しては、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定するか、交通費を請求することで応じることとする（要相談）。 ・相模原市中央：相生、小山、上溝、向陽町、小町通、 相模原、下九沢、水郷田名、すすきの町、 清新、高根、田名、田名塩田、中央、 千代田、並木、光が丘、氷川町、富士見、 星が丘、南橋本、宮下、宮下本町、弥栄、 陽光台、横山、横山台 ・相模原市緑区：相原、太井、大島、大山町、小倉、上九沢、 川尻、久保沢、下九沢、城山、田名、 谷ヶ原、中沢、西橋本、二本松、根小屋、 橋本、橋本台、葉山島、原宿、原宿南、 東橋本、広田、町屋、向原、元橋本町、 若葉台 ・東京都町田市：相原町、小山ヶ丘、小山町 ・東京都八王子市：宇津貫町、七国、鎌水

2. 事業所におけるリハビリテーション職員体制

職種	提供内容	人員
理学療法士	リハビリテーションの提供	3名
作業療法士	リハビリテーションの提供	2名

3. 訪問リハビリテーションの営業日、休業日、営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、12月31日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	1回20～60分

4. サービス利用料、利用者様負担金及び支払い方法

1) サービス利用料及び利用者様負担金

別紙「訪問リハビリテーション料金表」参照

2) 支払い方法

当月の料金の合計金額の請求書に明細を貼付し、翌月の13日頃に発送します。翌月の28日に銀行口座からの自動引き落としにてお支払いいただきます。28日が土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日となります。翌々月の10日までに口座からの引き落としを確認し、13日頃に翌月の請求書と合わせて領収書を発送します。現金でお支払いいただく場合は、請求書が届いてから10日以内にお支払いいただきます。

5. サービスの基本方針

当事業所において提供する訪問リハビリテーションは、利用者様の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けることを目的に実施します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者様の機能評価を充分に行い、サービス計画を作成して、それに基づいたリハビリテーションを実施します。

6. サービスの内容

1) サービスの提供に当たっては、別添の「訪問リハビリテーション計画書」に沿って実施します。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者様に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては当該医療機関が作成したリハビリテーション総合実施計画書等により情報を把握します。

2) 事業所は、以下の日時においてサービスを提供します。

曜 日	時 間 帯	備 考
月 曜 日	： ～ ：	
火 曜 日	： ～ ：	
水 曜 日	： ～ ：	
木 曜 日	： ～ ：	
金 曜 日	： ～ ：	
土 曜 日	： ～ ：	

但し、荒天時や道路状況、やむを得ない状況等により訪問時間の変更やサービスをお休みとさせて頂く場合があります。

7. 医師からのリハビリテーション指示について

1) 訪問リハビリテーションを利用するにあたり、当院医師への定期的な受診（3ヶ月以内に1度）をお願いします。当院医師が訪問リハビリテーションの計画の作成に必要な診療を行い、訪問リハビリテーションの指示を出します。

2) 他院医師が主治医の場合、3ヶ月に1度、当院医師への診療情報提供を主治医へ依頼させていただきます。当院医師は当該診療情報を踏まえて、訪問リハビリテーションの計画の作成に必要な診療を行います。当院医師がやむを得ず診療できない場合、当院医師は診療を行わずに当該診療情報提供を踏まえて訪問リハビリテーション計画の作成を行います。

8. 緊急時の対応

1) 当事業所リハビリテーション職員は、サービス提供中に利用者様の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、当事業所のマニュアルに準じ行動するとともに、必要に応じて臨時応急の手当を行うこととします。また、予め主治医から緊急時の対応について指示がある場合はその指示に準じます。

重症度が高いと判断した場合には救急要請を第一に行うこともあります。

2) 当事業所リハビリテーション職員は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、主治医、代理人又はご家族及び介護支援事業所に連絡します。

9. 秘密保持

1) 事業所および当事業所リハビリテーション職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密、個人情報については、利用者様または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らすことはありません。

2) 事業所および当事業所リハビリテーション職員は、あらかじめ文書により利用者様の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

10. 虐待防止に関する事項

1) 事業所は、利用者様の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、当事業所リハビリテーション職員に十分に周知します。

②虐待防止のための指針を整備します。

③当事業所リハビリテーション職員に対し虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④虐待防止の措置を適切に実施するために担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者：天童 香

2) 事業所は、サービス提供中に、当事業所リハビリテーション職員又は養護者（現に養護しているご家族・ご親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11. サービス提供責任者及び相談窓口、苦情対応

1) サービス提供の責任者（サービス・コーディネーター）は以下の通りです。

- 2) サービス提供についてのご相談やご不満がある場合、どんなことでもお寄せください。
- 3) 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。また、事業所内にはご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。

サービス提供責任者及び相談窓口、苦情対応：天童 香
電話番号：042（707）2600（代）
042（707）2638（訪問リハビリテーション事業所直通）
FAX番号：042（707）2639
受付時間：午前8時30分～午後5時30分

○その他当事業所以外の相談窓口

相模原市役所 福祉基盤課 代表電話番号 042-769-9226

(相模原市役所のホームページをご参照ください)

神奈川県国民健康保険団体連合会 電話番号 045-329-3447

12. キャンセル

- 1) 利用者様がサービスの利用を中止する際には、速やかに当事業所までご連絡ください。
- 2) 利用者様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、以下のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。但し、利用者様の体調不良や容体急変の場合には、キャンセル料は不要になります。

また、当日訪問し、別紙の積極的なリハビリテーションを実施しない場合に該当する場合にはリハビリは実施せず、キャンセル料は不要となります。しかし、当日訪問しご本人による私的理由によりキャンセルの希望があった場合にはキャンセル料を申し受けることになります。

利用中止の連絡の時期	キャンセル料	備考
サービス利用の前々日以前	無料	
サービス利用の前日	利用者負担金の50%	
サービス利用の当日	利用者負担金の100%	

13. その他

- 1) 事業所および当事業所職員に対するお心づけは事業所として固く辞退させていただきます。
- 2) 当事業所は入院施設を有する病院が母体となっております。当事業所リハビリテーション職員については病院のリハビリテーション科の所属であるため、定期的にリハビリテーション科内での部署異動があり、それに伴い事業所内のリハビリテーション職員の変更や担当者を変更することがありますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

説明年月日 令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、前記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 神奈川県相模原市緑区橋本台4丁目3番5号
名称 医療法人社団哺育会 さがみりハビリテーション病院

説明者 _____ (印)

説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者様 住所 _____

_____ 氏名 (印)

ご家族様 住所 _____
(代筆者)

_____ 氏名 (印)

代理人 住所 _____

_____ 氏名 (印)

(注1) ご家族様(代筆者)欄には、利用者様本人による署名押印が困難な場合に署名押印してください。

(注2) 代理人欄には、利用者様とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者様の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に署名押印してください。
尚、代理人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

令和8年1月5日 改定